

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年2月15日（水）14:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから2月15日の原子力規制委員会定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。今日の議題の検討チームの設置についてお伺いします。

今日設置することは決まりましたけども、具体的に今後何をどう決めていくのかということについて何か委員会では話し合いが特になかったかのようでした。

これについて、委員長はどのように。いつまで、何を具体的に話し合っていくべきというふうに今お考えなんでしょうか。

○山中委員長 本日、検討チームの設置が決まりましたけれども、まず検討チームで検討していただかないといけないことは、まず高経年化した原子力発電所の劣化というものは、どういうものであるのか。どういうその物理的な性質というのが重要であるのかということを引きちと整理をしていただいて、今取られている、実際に計測されているデータがどういうものがあって、あるいは予測式としてどういうものがあって、何をどこまで我々評価できるのかということについて委員の間で、あるいは検討チームの中で共有をしてほしいということと、一般の方にそれをきちと理解をしていただくということが、やはり重要なことというふうに思っています。特に、今かなり劣化に関する物理的な性質についてのデータというのはたくさん種類、たくさん年数についてデータが取れていますし、予測式についてもかなりの精度で予測ができる式が提案されています。

したがって、少なくとも物理的な性質については、何か突然大きな変化が起きるような、そういうものというのはいまのところ見出されておられませんので、様々な中性子脆化ですとか、ケーブルの劣化ですとか、コンクリートの強度低下とかというものを例としては3例挙げますけども、そういうものを連続的に年数に対して変化をすることを知られておられますので、その辺の理解をまずしていただいて、何をどこまで検討しないといけないのかということを引きちとまず検討をしていただくというのが一つお答えになるかなというふうに思います。

それと、いつまでというお話ですけども、大枠どういうその項目についてどういうことを事業者に対して求めるのかということについて、恐らくその法律が成立するまでぐ

らのタイミングで、時期的には検討をしていただきたいというふうに思っています。

○記者 今のお話の確認なのですが、そのお話はあくまでも50年目に認可を出す。つまり、60年に入るまで運転するところの評価についてという理解でよろしいですか。

○山中委員長 いや、これはもう期限が無限になったとして、期限が無限になったとして、今、我々に何ができるのかというところをきちっと委員の間で共有してほしい、チームの間で共有してほしい。いつまで、何が分かっているかを予測できるのかというところをまず共有していただいて、議論を進めていってほしいというところなんです。50年までに限ったわけではないです。60年、70年、何が分かっているのか。あるいは、どう予測できるのかというところをきちっと議論していってほしい。

○記者 今の、恐らく法律が成立するというお話がありました。これは多分、規則が6か月以内につくらなければ、法案の成立からおおよそ6か月以内につくらなければいけないという趣旨だという理解をしております。

一方で、60年超だけにちょっと特化して言わせていただければ、まだ規制委さんとしては、まだ何も決めていない状態だと思います。これもそこまでに全部固めるということなんでしょうか。

○山中委員長 まず私が今、お話したことを委員の先生方、あるいは検討チームの中で共通の理解が得られれば、60年についてどうすべきか。あるいは、それ以上に対してどうすべきかという大枠の方針が決まるかなというふうに思っています。

少なくとも50年までは、今までどおりの物理的な特性を評価すれば十分でしょうというのは、これまで私もお話をさせていただいたとおりでございますけれども、60年どうするのかということについては、まだ委員会でも具体的な結論が出ておりませんが、私は個人的には50年とそう大きくは変わらないだろうと。それを、本当にそれでいいのかどうかということについては、検討チームの中できちっと今、取られているデータと、これから使われる予測式等の妥当性というのを十分見ていただいて、そこで御判断をまずいただきたい。委員会に上げていただいて、その提案を議論していきたいというふうに思っています。

○記者 その大枠のところですが、今週の月曜の委員会を拝見していると委員長の御発言と杉山委員の発言は真っ向から違うベクトルというふうに捉えていました。

で、これのその方向性という部分でどのように。大枠を決めるのは、いつぐらいまでにどういう形で。

○山中委員長 私自身、ちょっとかぶせて申し訳ないんですけども、杉山委員と大きく意見が異なっているとは思いません。その辺の差異というのは実際の発電用原子炉で取られたデータをこれまで運転延長認可制度で4基、審査をしておりますけど、そういうデータをきちっと見ていただいて、あるいは予測式を見ていただいて、杉山委員にも御判断をいただきたいところですし、他の委員にも検討に加わっていただいて、議論をしていただきたいなというふうに思っています。

その辺り、やはりデータそのもの、あるいは予測式そのものを見ていただいて、御判断いただきたいなというふうに思っています。それはそんなに時間がかかることではないと思います。

- 記者 それは、あくまでも検討チームでやられるということ。
- 山中委員長 検討チームでやっていただいて、どういう提案を求められるかということについては、まだ分かりませんが、委員会で最終的に議論をしたいなというふうに思っています。
- 記者 確認になりますけども、今の委員長のお話を聞いて、最初にはその事務的なその50年目までをほぼ同じような見方で、評価の仕方でもいいというふうにおっしゃっていたところはさておき、60年超のところについて重点的にその大きなベクトルを決めるところから入っていききたいという理解でいいんですか。
- 山中委員長 いや、そういうことではなくて、60年、70年という枠いついつということではなくて、大枠全部で見てほしいということです。どんなデータがいつまでのデータが取られていて、どういう予測式が出てというところを、まず理解をしていただいて、チーム全体で共通認識を持っていただいた上で50年どうですかね、あるいは40年どうですか、60年どうですか。あるいは、それ以上になったときにはどうですかというそんな議論をしてほしいという、そういうところです。

データそのものからのいわゆる理解の積み上げをしていただいて、そこから検査のあるいは審査の項目というのを具体的に考えていってほしい。今までのままでいいのか、何かプラスする必要が分からんとこあるよねという話になるのか、そこをきちっと検討チームでは議論していってほしいというふうに思っています。
- 記者 今のお話をたたき台に、じゃあ、委員会としては方向性を定め、その大枠のところはどういう規制の60年超についてどういう規制のあり方がいいかという議論をして、決めるという理解ですか。
- 山中委員長 そういうことを考えています。だから、まず検討チームでは、そういうところから出発してほしいなというふうに思っています。
- 記者 逆に規制委としては月曜の委員会を見ているとですね、できるだけ早くその全体像を国民に示してほしいという杉山委員の意見もありましたし、伴委員からはふわっとした形で、60年超えをどうすんだってのが後回しになっているというようなお話もありました。お二人の意見はつまるどころ、60年超を早く固めてどうするんだという、今、空白になっている部分を早く示すべきだという、議論すべきだという意見かと理解しています。
- 山中委員長 そのお答えですけど、60年、70年ということ、あるいは80年でもいいんですけど、を考えるとときにやはり今、何が分かっているのかというのをきちっと理解していただいた上で50年、あるいは60年、70年という議論をしてほしいなというふうに思っています。

つまり、60年はこうだよねというのを何もデータなしに議論するのではなくて、きちっとこれまで運転延長認可制度で取られたデータを見ていただきたいということです。中性子脆化について例えばPWR（加圧水型原子炉）と非常に問題なりますけども、PWRでは既に40年の段階で60年を超えたデータというのは実データとして取られています。

だから、そういうことをきちっと御理解、チームの中で理解して何がどこまで分かるのかということを理解した上で、これからの議論というのを進めていただきたいなという。ふんわり60年何しようかねという話ではなくて、そういうやり方を検討チームではとっていただきたいというふうに思っています。

やはり一般の方にも分かっていたらいいような情報発信というのは必要なと思っています。

○記者 実際問題、そのデータというお話をされていましたが、今その世界を見渡したときに50年を超えて運転しているような実用炉というのはないと思うんですけど、実際、そのデータがないところのデータってどのように議論できるんですか。

○山中委員長 実はPWR、加圧水型原子炉について言いますと、压力容器の中性子照射量も多いですけども、ちょっと内側にキャプセルを入れると、压力容器内側にキャプセル入ると中性子に当たる量というのはうんと増えます。そういう実は試験データが既に取れておりますので、そういう生データを実際に先生方、あるいはチームの全員で共有して、じゃあ何がどこまで言えるのか、60年について何がどこまで我々判定できるのかというところをきちっとデータに基づいて議論をしていただきたいなという。だから40年でも、60年より先のデータが実は少なくともPWRについては取れていると。

沸騰水型原子炉について言うと、線量が先日、月曜日にもお話しいたしましたがけども2桁近く低いので、中性子脆化そのものがあんまり問題になるとは思っておりませんけども、BWR（沸騰水型原子炉）については予測式を使って、線量はうんと低いんですけど予測値を使って、今60年までの予測をしていると。それがどうだということをきちっと委員の間でも共有していただいて、じゃあ、もっと先まで予測できるのか、BWRでどうなのかということについて議論を、そういうデータ、あるいは式に基づいて議論を積み重ねて行ってほしいなと。

さきに何をやるんだというところからではなくて、データとか予測を知っていただいた上で、その規則のところまで上がって行ってほしいなというふうに思います。それはそんなに時間かからないと思います。皆さん理系ですので、ある程度のことは説明を受ければ分かっていたらいいと思います。

○記者 ちょうどなかなか、ちょっとかみ合わないところで恐縮で、最後の質問をさせていただきますけども、多分、一般の方々が一番最も知りたいのは、その空白の60年超の運転を能動的なのか受動的なのかはともかくですね、それを法律的にできるようにする、60年超の運転ができるようになること。

じゃあ、これがどう規制として変わるのという、そこのポイントが多分最も知りたく

て、最も分かりやすく規制委さんのほうは発信しなければならないところだと個人的には思っています。

これについて、その今のポイントでもう一度伺いますが、これについてどのようにチームとして決めて、どう規制委として発信していこうとお考えでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、なんか運転年数について我々が何か認めた、認めないということは否定をさせていただきますけれども、仮にその長期間運転が続いたとしても、それがきちっと基準を満たしているかどうかの基準づくりを我々はきちっとしないといけませんし、きちっとデータが事業者から提案されたものが基準に合致しているかどうかというのを判定しなければいけないので、それが安全規制だと思っておりますので、その規制をきちっとルールづくりをしていただくと。それは丁寧に、またこれから説明させていただきますけれども、少なくとも40年の段階で60年以上のPWRについては、生の健全性のデータという、健全性というか機械的な性質のデータが取れてたりとか、あるいはコンクリートなり電気ケーブルについては、きちっとした予測式が試験に基づいて出たりとかしますので、そういうことをきちっと委員、チームの間で共有していただいて、どういう規制であるべきなのか、基準であるべきなのかというところをきちっと議論をした上で60年はどうする、まだ足りないところあるよねという状態になるのか、50年と一緒にいいよねという話になるのか、その辺りを議論していただきたいというふうに思っています。まず物理的な性質については、最低限そういうところからスタートしてやっていただきたいなというふうに思うふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問、いかがでしょうか。

ハセガワさん。

○記者 NHKのハセガワです。

その検討チームで具体的にやることというのが今、問われて、そのデータをきっちり見て、予測式がどうかということを見てほしいということが委員会の中で議論されるべきなんじゃないかなというか。その内容について委員間での議論が必要なんじゃないかなと思ったんですけど、その辺りどうですか。

○山中委員長 かなりデータとしては細かいデータを見ていただくことになるので、かなりその議論を長時間かけて、何日もかけて議論をするということではないと思うんですけど、理解をしていただく、あるいはその評価をしていただくということについては、ある程度議論をしていただく時間というのが必要かなと。1日何時間ということではデータを見ていただいて、評価をしていただくということが必要かなというふうに思います。

ただ、そこで出た案については当然、委員会に上げていただいて、全員の委員が出席した上で、これでいいかどうかということについては議論をしていきたいというふうに思っています。

○記者 一般の方の御理解をしてもらいたいというふうなことがあるのであれば、検討チームで詳細は何を議論するのかという、その方針も含めて委員会で議論すべきなんじゃ。意見ですけど、議論すべきではないですかと思ったという。

○山中委員長 多分検討チームで、まずは劣化について様々な分かりやすい資料というのも作っていただかないといけませんし、そのやり取りと委員会でのやり取りというのはかなり密にやっていきたいというふうに思っています。

ただ検討チームでの議論の中身についても、これ公開をしていただく予定なので、一般の方に当然見ていただける予定ですし、その分かりやすい、一般の方にも分かりやすい劣化のモードの表現ですとか、あるいは劣化がどういうふうに進んでいくのかということについて分かりやすい資料を作っていただくという、そういう工夫も検討チームでやっていただいて、これも当然その検討なので、いろんな繰り返しになりますけれども、当然これでいいかどうかということが出てきた場合には、当然その委員会に上げていただくという、その行ったり来たりは当然しないといけないと思います。

ただ、その大枠の議論というのは、基本的にこれまでもお話しているとおり、50年までについて言うと、今までのルールをそのまま適用できるのではないかと。60年以上どうですかねということについては、50年のままでいいのか、何か付け足す必要があるのか、その辺りについてはきちっとデータに基づいた御判断を検討チームでしていただいて、委員会に何か案があれば上げていただき、あるいは分かりやすい資料を作っていただいて、委員会に上げていただいて、発信をしていくということを私がしてはどうかという提案でございます。

○記者 今お話があった、その生のデータとまた予測式というふうなものというのは、どちらかというところ、劣化評価という物理的性質の部分に限ることかなと思っていて、それ以外というか、むしろ設計の古さみたいなものとは、また別の議論としてあるかなと思うんですが、そこについてはどう。

○山中委員長 今、触れませんでしたですけども、物理的な特性については当然、今までも検討、いわゆる高経年化技術評価ですとか、運転延長の認可制度の中で評価をしてきたことですけど、設計の古さについては、何ら今まで議論をされてなかったところなんです。この点についても私自身の今、考えも持っておりますけれども、これは検討チームの中でどう捉まえていくべきなのかということについても議論をしていっていただきたいなと。

設計の古さが突然60年になって出てくる、70年になって出てくるというものではないので、設計というのはゼロ年から当然どんどん古くなっていく。そういったものはどういうふうに考えていったらいいのかということについては、やはり検討チームで考えていただくことかなというふうに思っています。これは物理的な性質より難しいかもしれませんが、議論としては。

○記者 まず議論する順番としては、まずその物理的性質があつて、その後というふう

な、そういうイメージでいらっしゃる。

○山中委員長 順番はどうかなというのは分かりません。並行してやるかもしれませんが、これは段取りかなと思います。

私自身その設計の古さ、いっぱい今まで項目としては考えているんですけど、これまでも何遍もお話をしていますけども、バックフィット制度で読み切れるところが今のところ私が思い浮かぶその設計の古さというのを項目について考えると、十分バックフィット制度の中で読みきれるところかなと。

ただ、バックフィット制度の考え方って、昨年まとめさせていただきましたけど、そこに設計の古さという文言は出てきませんので、それはちょっと入れていただいて、何らかの考え方のルールを少し加筆していただくところはあるかなとは思いますが、私もそう考えていますが、検討チームで様々な議論がしていただければと思います。

○記者 あと設計の古さに当たって、月曜日の委員会のところでは、性能要求なのか、仕様規定なのかというところで、仕様規定そういう考え方もあるかもしれないと杉山委員はおっしゃられたというふうなものが。結構ここ大きな、そこに60年を超えたときに、そういう仕様規定になるものを求め始めたときには、かなり大きな変更になり得ると思うんですが、それについては委員長としてどうお考えですか。

○山中委員長 私は、だから仕様規定云々ということより以前に私は、設計思想が変わる、あるいは変化しているかどうかというのをきちっと見ていくということが大事かなという。何か突然、その何かこういう新しい仕様を入れますよというような、そういうルールを持ち込むかどうかというのは、これはチームでいろいろ議論をしていたらいいかと思うんですけど、何か仕様を求めるといようなことは、私はあんまりイメージはしていません。

○記者 ということは、その思想が変わる変化を見ていくというのは大事ということですが、これをどう見ていくかというのが。だから一つの論点を絞って、それについてどう変わっているかとか。どういうふうにイメージされていますか。

○山中委員長 私の一つのそのやり方、どうかなという思っているやり方としては、その新しい知見が出てきたときに、その知見に付随して、設計思想が変化している何かがないかなという視点で、その新しい知見を見て、規制要求に展開をしていくという、そういう考え方を取り入れるべきではないかなというふうに考えています。

1例はこれまで、ずっと大分長い間お話を何度もしていますけども、例えば東京電力福島第一原子力発電所事故以前は、いやもう、これはもう閉じ込める、全て閉じ込めるという思想で原子力発電所というのは運営されてきておりましたけども、むしろそういう事故になったときに、格納容器に穴を開けて、フィルタベント働かせたほうが人と環境を守るという役に立つのではないかということで、フィルタベントという装置をお持ち込みましたけどもそれは設計思想の大転換だと私は思っています。

そういったような転換なり、あるいは徐々に変わっていくこともあろうかと思えます

けども、そういうものがないかどうかというのを新しい知見に照らし合わせて見ていくというのが、私は設計の古さに対応する一つの手段かなというふうに思っています。

○記者 ある意味そういうものを整理していくということ。フィルタベントなり、設計思想がこのとき変わったんじゃないかというようなものを整理していくということですか。

○山中委員長 私もこんな項目がどうかというのを幾つか今、挙げているんですけども、そういうどういうその例えば新しい知見が、設計思想の展開、全くプラスからマイナスに変わったというのは、私自身はそのフィルタベントしか思い浮かばないんですけども、ゼロからプラス側に行ったとかというのは当然ありますし、だんだんプラス側に振れていったということも、そういうその変更もありますし、プラスからマイナスであえて具体的な例を出すと、例えばテロを見せる発電所から守る発電所に変ったというのは一つ、もう一つ例を挙げればそんなところかなというふうに思っています。そういう事例を幾つも積み重ねて対策が取れるかどうかということバックフィット制度の中で考えていくということが一つ、私はやり方かなと思っています。

これは検討チームでいろいろ議論をしていただければいいかと思えますし、これはまだ結論が出たわけではないので、少なくともこの何年か、私とその設計の古さという前委員長も含めいろいろ議論をさせていただいている中で、自分自身が少し整理をして考えてきたことです。

○記者 つまりバックフィット制度の中に設計の古さという項目を付け加えるという、そういうイメージでいると。

○山中委員長 項目を付け加えるのか、ある選択肢の中で分岐点として、そういう設計の古さが出てきませんかねという、そういうそのフロー図の中に何かを入れるか。これはどういう入れ方があるのかというのは、これから考えないといけませんけども。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。ありがとうございます。

今日の議題2についてなのですけども、別の全く別の議題が二つ束ねてあったと思います。一つは行政評価法に関して、他省庁に出す文書について、一つはチームの設置についてですが、束ねることについて了承、相談はあって了承されたのでしょうか。

○山中委員長 本日ということでしょうか。本日、もう束ね法で出すということについては既に何度か。

○記者 ごめんなさい。法案の話ではなくて、今日の議題2が、資料が1枚に。今日の議題名が原子炉等規制法に係る事前評価及び発電用原子炉施設の劣化管理等に関する検討チームの設置ということで、二つの議題が一つに束ねられていたんです。この今日の議題自体がですね。

この事前評価のペーパーを総務省に出しますという話と安全規制のチームを設置しま



す、どうですか。二つの全然違う議題が、今日の原子力規制委員会の中で束ねられていたんですが、こういう議題1、議題2となるべきようなものが議題2の一つになっていた。

これについてこういう束ね方をするということの相談があつて、了承したんでしょうか。それとも出されてきたので、そのまま議事進行されたんでしょうか。

○山中委員長 少なくとも議題についてはお話を聞いておりますし、特に一緒にまとめて議論をするということについて、何か私自身はその問題があつたと思いません。

○記者 今日、委員たちは二つを一緒に議論していたと思うんです。問題があつたんじゃないでしょうか。

○黒川総務課長 ちょっと議題の立て方に対する事実関係、事務方のほう、総務課長黒川から説明します。

議題立てるときは当然、長官まで了解を取った上で委員に各それぞれ説明をいたします。

今回の件、確かに違う中身ではありますが、両方とも高経年化に関する新しい制度に伴うものなので、それを束ねたと。割とあるパターンかなとは思いますが。

○記者 では、行政評価のほうについて伺います。すみません。

行政法が評価法の目的3つあります。一つは国民への説明であると書かれているんです、第1条目的に。そのことは説明を受けられましたでしょうか。今日の資料だと、あるいは説明だと、その民間に委ねる事業があるかどうかというような観点からの評価なんだという説明しかありませんでした。国民に説明するための評価法であるという説明は受けられましたでしょうか。

○山中委員長 評価法の目的については説明を受けていると思いますし、今日も資料の作りで特段何か問題があつたとは私は思っておりません。

○記者 引き続き評価法についてですけれども、閣議決定前に、この事前評価を行うことになっています。今月の下旬に閣議決定ということがもう予定されていると思いますけれども、今日の1回だけで終わりでしょうか。つまりその規制緩和なのかどうかということ、根本的なところの議論のすれ違い、理解が違つたと思うんですけれども、今日で終わりでしょうか。

○山中委員長 石渡委員は当然、法律の原案にも御反対をされている。そのやはり理由の根本、そのほかの委員は賛同いただいているところだと思うんですけれども、その意見の食い違いの根本というのは、運転期間を安全規制と考えるのかどうかという、そこに尽きると思います。私もそうですし、他の3人の委員については、運転期間については安全規制と考へない。これは政策的に御判断いただくことであつて、委員が意見を述べるべき事柄ではないという。ここは2年前に委員会に出した決定でございますので、それを私自身も重たく受け止めて判断をしたというところで、少なくとも安全規制ではないという認識をほかの4人で、委員は持つておられると思います。

○記者 今日、意見が今日の今日食い違つていたということがおかしくて、この事前評価

を行政評価法でやる意味がやはり理解されていないんじゃないかという気がしています。

つまり、今まで行っていた原子炉規制の大改正ですよ。それを評価する、国民に説明する、国民に説明できなければ法改正はままなりませんよというのが、この行政評価法なのです。

○司会 御質問を簡潔にお願いいたします。

○記者 そういう理解はされていないということでしょうか。

○山中委員長 もちろん、そういう趣旨であるということを理解した上で、今日議論をさせていただいて、これ本当に残念なことですけども、4対1で決定ということになったわけでございます。

○記者 すみません、検討チームについて伺います。

やはり、これ原子力規制委員会本体で行うべきで最初から丸投げすべきではないと思いますが、事業者からの意見を聴取するとあります。

今度こそ、その批判的な意見を持っている専門家、住民から運転期間、するんであればどういう安全規制が必要かと直接聞くべきではないでしょうか。

○山中委員長 まず、先ほどからお話しておりますように検討チームの中で、委員も含めてですけども、技術的なデータから議論をさせていただいて、これからどう高経年化した原子力発電所に対する安全規制があるべきなのかということ積み上げて議論をしていっていただこうと思います。その中で必要があれば専門家の御意見も聞くことはあるかと思いますが、まずは検討チーム、あるいは委員の皆さんで議論をしていただこうというふうに思っています。

これはいわゆるデータ、技術データからの積み上げで議論をしていただくということで、私は委員会では何か、その大枠を議論して、その下に下ろすというよりはむしろ、そのデータをきちっと見ていただいて、議論を進めていくということが必要なというふうに思ったので、この検討チームを設置して、そこで、まず議論をしていただこうと思っています。

○記者 批判的意見を聞かないと、今回のように最後の最後に反対という委員が出てくるんじゃないかとも思いますが、どうでしょうか。

○山中委員長 必要とあれば有識者の御意見も当然聞くことになりまして、これは議論の中で、本当にこのデータをどういうふうに解釈したらいいのか、あるいは予測式をどう解釈したらいいのかという、そういう議論で、専門家の意見を聞く必要があれば、それは検討チームで御検討いただいて、お呼びすることになるかと思いますが、これは検討チームの中での議論次第だと思っています。

○記者 ありがとうございます。すみません、最後に月曜日の法案の賛否に関して1点だけ質問させてください。

石渡委員が法改正に反対した3つの理由のうち、審査や検査が長引くほど老朽化した原発を動かすことになるとおっしゃったことに対し、委員長は審査する側にプレッシャ

一になってはいけないという受け止め方を一つはされたと思いますが、この理解で間違いないでしょうか。

- 山中委員長 もちろん審査期間に対して、事業者がどういうふうな態度をとるかということについては、恐らく監督官庁でいろいろお考えになることだろうと思いますし、運転期間の直接に関係するような部分でもございますので、ここは一つは資源エネルギー庁でお考えいただくべきこともあろうかと思ひますし、我々規制委員会としてはきちっと審査をしていただけるような体制を取りたいというふうに思ひますし、それが阻害されるような、何か環境ではあつてはいけないと思ひます。そこについては十分配慮したいと思ひます。
- 記者 石渡委員の3つのその理由のその最後の一つの言っている背景は、審査が長引いているのは、その理由があるからだ。具体的に例えば考えますに、敦賀のように地質データの改ざんがあつたりとか、柏崎刈羽のように核物質防護規定違反があつたりだとか、そういった問題、要するに原子炉設置者の資質・能力に問題があるような原発がさらに延命されていくということも含まれていると思うのですが、それについてはどのように。
- 山中委員長 規制側で考えられることと監督官庁が考えていただくべきことと両方あるかと思ひますけども、厳正な審査をこれから継続していくということについては全く異議のないところですし、高経年化の評価と分けて考えていくべき事柄かなというふうに思ひます。ふしだらな事業者が出てきたときには、規制としてきちっと何らかの措置はする必要があるかと思ひます。
- 記者 そうすると、すみません。この塊も本当に最後ですけども、そうすると延長する要件みたいなものが電事法のほうに、経産省の電気事業法のほうに今回移りますけれども、その中に延長の理由というのが5つ挙げられていました。これについては全く月曜日に議論がありませんでしたけれども、今おっしゃったように不届き者がいた場合、つまり延長はするけれども、こういう例外、例えば柏崎刈羽のように核物質防護規定違反があつたようなものについては延長は認めないというような、延長するけれども、その例外規定みたいなものというのを規制委員会のほうから、これから押し込んでいくということはあり得ませんか。
- 山中委員長 資源エネルギー庁で、まずはそのその延長に対する要件というのをきちっとお考えいただく必要があるかと思ひます。少なくとも安全に対する責任は、事業者も監督官庁も、我々原子力規制委員会も全て持っていると思ひますので、これについては資源エネルギー庁がそういう運転延長を認めたものを我々に申請させるかどうか、ここは資源エネルギー庁の問題だと思ひます。
- 記者 ごめんなさい。その例外について、延長を認めるものの要件について、委員も意見を、原子力規制委員会も意見を言うというふうに理解をしました。それでいいですか。
- 山中委員長 資源エネルギー庁に今何か物を申すということではなくて、それぞれ安全

に対しては、それぞれの機関が責任を持つ必要がありますよという、そういうコメントです。

○司会 ほかに御質問、いかがでしょうか。

オノザワさん。

○記者 東京新聞のオノザワです。

今日の議題2の関係で、まず石渡委員が、月曜にも引き続いて、法改正案に反対なので今日の議題にも反対だということで反対の姿勢を貫かれましたけども、そのことについての受け止めをちょっと教えてください。

○山中委員長 くしくも、石渡委員が御発言になりましたけども、論理的整合性に基つけば、これは反対ですねという、そういうコメントを出されました。ただし、これからの高経年化に関する安全規制に対する技術的な議論については参加しますというふうに表明をいただきましたので、ここについてはこれからも議論に参加していただいて、よりよい安全規制ということに御貢献いただけるのではないかなというふうに思っております。

○記者 石渡委員がおっしゃっていたように、論理的整合性という言葉が使われていたけども、とすると、今後もこの運転期間に関する議論については、石渡委員は反対されると思うんですけども、そうやって、委員の間で意見が一致しないまま、ずっと今後の検討が続いていきそうな状況というのは、委員長はどういうふうにお考えになりますか。

○山中委員長 これからずっと石渡委員が反対されるかどうかということについては、やはり高経年化に対する様々なこれから検討をしていきますので、その中で石渡委員のお考えというのは変わってくるかもしれませんが、変わらないかもしれませんし、これは分かりません。ただ、委員会というのは合議制で行うものですから、少なくとも、月曜日に出した結論というのは少なくとも委員会としての決定事項だと思いますし、特段そこに問題があったとは思いません。

○記者 ということは、反対が、反対意見がずっと続いて今後の議論に影響はないというふうにお考えですか。

○山中委員長 今後の様々な議論に対して、石渡委員は御参加いただいて、御貢献いただくということは御表明いただいているので、今後どのような、石渡委員が様々な案に対して意見を述べられるかというのは分かりませんが、お考えが変わるということもあり得ると思いますし、これはもう私が何か予測するというのはできません。

○記者 だから、影響があると思うか思わないかというのはどっち、今どう思われているのかというのをちょっと聞いて。

○山中委員長 少なくとも委員会が合議制で行っておりますので、これまでも様々な案件について多数決で議決したこともございますし、特に今回の案件が、何か非常に今後の

議論に影響するかどうかということについては、特段、私自身は心配しておりません。

○記者 先ほども委員長がおっしゃいましたけども、その見解の相違というのは、そもそも運転期間は安全規制なのかどうなのかという、本当に最初の出発点のところ、あれは違うと思うのですけども、これというのは、今まで議論する中で、石渡さんと根本的に違うなというふうに思われる機会ってなかったのですか。なんで今になってこんなふうになっちゃったのかというのが、ちょっと外から見ていていまいち理解できないのですけども。

○山中委員長 少なくとも、2年前の令和2年7月29日のいわゆる決定のときには御賛成になったかと思えます。これは御賛成になったと思えます。全員一致だったと思えますので。恐らくそのときには、運転期間というのは政策的に判断すべき事柄であるということについての御理解はいただいたのだらうと思っております。

ただし、様々な御心情もあろうかと思えますし、お考えもあろうかと思えます。これから高経年化に対する様々な議論を進めていきますけれども、やはり運転期間そのものが本当に安全規制かどうかということについては、これからの議論の中にも含まれてまいりますので、そういう議論を繰り返すことによって、お考えは変わる可能性はございますし、ただ、心情についてはそう簡単に変わるものではないかなというふうな予想もいたしますので、ここについては本当に先生のお気持ちなので、あるいはお考えなので、私が今どうのこうのと言うことではないかなというふうに思っています。

○記者 おっしゃるとおりで、私たちとしては、やはり石渡先生がどういうふうに思われているのかというのを直接伺いたいのですけども、そこについてはどう思われますか。

○山中委員長 これはもう、これまでお話ししたように委員会はもう公開の場で行われる議論の場ですし、委員それぞれがいろいろお気持ちは述べられておりますので、委員会を代表して今日お話をしているように、委員長が責任持ってお話をすると。

それで、本人が強い希望を持たれているのであれば当然、会見を開くということもあり得るかも分かりませんが、石渡委員、会見は開く意思はないということを御表明されておりますので、特にそういう場を設けるつもりはございません。

○記者 御本人の意向というのもあるとは思いますが、やはり委員長と石渡さんの意見が違う以上、委員長が代表してしゃべられてしまうと分からないじゃないですか。そこは、改めてちょっとこちらからお願いしたいなと思います。

○山中委員長 委員長としては、その御要望にはお答えしかねるところでございます。

○司会 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ヤマノさん。

○記者 すみません、朝日新聞のヤマノと申します。

先ほどの、いわゆる運転期間についての考え方についての石渡議員との意見の根本的

な食い違いの件なのですけれども、いわゆる令和2年の見解について御賛成されていたというのは確かにそうだと思うんですが、一方で、令和2年の見解というものが、運転期間について安全規制ではないということがイコール、いわゆる令和2年の見解イコール運転期間は安全規制ではないというのが、やはり委員長の論理構成というものが、やはり国民の一般の方には分かりづらいところがあるのかなというふうに非常に感じているのですけれども、その辺はどのようにこれから御説明されていく感じなのでしょう。

○山中委員長 これからも丁寧に説明をさせていただきたいと思います。運転期間が安全規制ではないという、これまでもそういう令和2年7月のいわゆる見解をもってお話を進めてきております。これは委員会の決定事項ですので、私は重く受け止めて、それに基づいて、これまでもお話をさせていただいているところでございます。

ただし、やはり、同じ法律の中に、我々が扱えない運転期間に関する定めと高経年化した原子炉に関する安全規制の定め、これがセットになっているというのは非常に問題を複雑にしているところ、あるいは国民の皆さんが理解をしづらいところになっているかなというふうに思います。

端的に言いますと、原子力発電所の寿命というのを一義的に科学技術である値に定めるということはできないというのが、我々のまず出発点にあったというのが一つでございます。ここが、一律に何か期限を決めて、利用を止めてしまうというのが安全規制ではないという解釈の一つ大きな理由だと思います。

我々は、むしろ期限が仮にどういうふうになっても、原子力発電所のいわゆる高経年化した原子炉の安全が一定程度確保できるような、そういうルールづくりをするということが我々の務めであって、何か期限を定めることで規制をかけるというのは我々の任務ではないという、そういう解釈が、この10年間の積み重ねとして令和2年に出されたものというふうに私自身は考えております。その決定というのは、やはり重たい決定であるというふうに思っておりますし、今後も様々な技術的な検討を進める中で、国民の皆さんに運転期間というのをどう考えたらいいいのか、あるいは、これからの安全規制というのをどういうふうに説明していったらいいのかということについては、非常に時間をかけながら丁寧に説明をさせていただければというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

それで、いわゆるそういった御説明というか、運転期間は安全規制ではないという考え方なのですけれども、いわゆる令和2年の見解というものが決定されたというのは、それは決定されたものだと思うのですけれども、一方で、令和2年の見解を決めるときに、運転期間は安全規制ではないということに対して、それが直接議論をされていたかというのと、先日、石渡委員にも言及されていましたが、直接そこが、令和2年の見解イコール運転期間は安全規制ではないということが直接議論されていたわけではないのではないかなというようなお話があって、いわゆる運転期間は安全規制でないという御議論というのが、この前の月曜日と、今日も非常に交わされたわけですが、これ、やっ

ぱりもっと早い段階で、運転期間は安全規制ではないということについて、改めて委員の間で、早い段階で議論をしておくべきだったのではないかというような意見があるかと思うのですが、それについてはどう考えられますでしょうか。

○山中委員長 もちろん、その令和2年7月の段階でそのような決定をさせていただきました。このいわゆる見解を考えると、やはり、運転期間というものは安全規制ではない、つまり私どもが何か意見を申し述べるべき事柄ではないということは安全規制でないということですので、この点については令和2年に決められた決定事項でございます。それで、それを改めて、10月5日の段階で、これは議事録を見ていただければ分かりますけれども、杉山委員が入られましたので、了承していただけますかということで、改めて確認を取らせていただいて、特にそこで4人の委員から異論はございませんでした。できる限り、そういった意味で丁寧に進めさせていただいたつもりではございますけれども、これは委員それぞれの御心情、お考えなので、どういう経緯で最終的にそういうお考えになったのかというのは分かりませんが、少なくとも何度かそういうステップは踏ませていただいたつもりでございます。

○記者 ということは、やはり委員長御自身としては、そういった丁寧なステップを踏まれていて、運転期間は安全規制でないということは当然ほかの委員も御承知の上で令和2年の見解について同意をしていたけれども、突如として月曜日にそういう話が出てきたというような、そういう感覚だったのでしょうか。

○山中委員長 突如という表現をされましたけど、私としては、突然という感じは受けております。

○記者 やっぱり根源的な部分での食い違いというようなことで、やはり、今後の議論についてもやっぱり根源的な部分で食い違ったままということになりますと、やはりいろいろ支障が出てくるのではないかと思うのですが、その隔たりを埋める努力というか対話というか、そういったことというのは考えられているのでしょうか。

○山中委員長 技術的な議論をこれからチームの中でさせていただくつもりにはしておりますので、当然そこにお入りいただけますかということは今日も確認をさせていただきましたし、月曜日の段階でも、これからの技術的な議論については御参加いただけますかということで、イエスという御返事をいただきましたので、そういった議論の中で、運転期間ってどう考えたらいいんだろうということは、きちんと委員の間で共有ができるといいなというふうに思っておりますし、なかなか分かりづらいところがございますので、国民の皆様にも、運転期間って安全規制が何か言うべきものではないんだよということを御理解いただけるような説明は尽くしていきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ササキさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のササキと申します。すみません、同じ社が続いて申し訳ないのですけれども。

私も議題2の関係で、60年超の審査について、先ほども何度かやり取りがあったのですけれども、結局いつまでに大枠を決めるのかというのが、なかなかお聞きしていても分からなかったのですけれども、今後の議論にはなりますけれども、委員長のほうで何かイメージというのはありますでしょうか。

○山中委員長 法律が成立するまでに、ある程度のそういう規則のイメージというのをつくっておく必要はあろうかなと。それで、そのやはりベースとしては、今あるデータをきちんと、委員、チームの皆さんで共有していただいて、何がどこまで評価ができて、予測ができるのかというところをきちんと理解した上で、50年まではいいにしても、60年あるいは70年間、どうしていったらいいのかという議論をしていただければというふうに思います。

○記者 そうすると、今の御説明だと、法律が成立するまでに、その60年超というのが、それまでとは大きく違う審査をしなくてはいけないのか、延長線上でいいのかというのも、法律が成立するまでにある程度の結論を出すということですか。

○山中委員長 私のイメージとしてはそうです。

それで基本的に、これまでもお話をしておりますように50年と60年というのは、それほど私、その物理的な特性について何か見るべきものが変わるとは思っておりません。これは検討チームできちっと議論をしていただければと思っていますけども。基本的に大きくは変わるものではないというふうに思っています。何か付け加えるものがあるのか、あるいは新しい劣化モードが出てきたときにどう対応するのかということについては考えておかないといけませんけれども、ただ我々のルールとして、10年を超えない範囲で認可をしていくという、かなり短く絞った範囲で認可制度を設けておりますので、新しいモードの何か劣化が出てきた場合にはすぐに対応ができるような、そういう制度にはなっているかなというふうに思っています。これからチームできちっと議論をしていただきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

一方で、月曜日の臨時会ですと、60年超の審査に当たっては、炉ごとの特性ですね、地震の問題であったりとか冷却水の問題であったりとか、炉ごとの特性も考慮するというのも一つの選択肢じゃないかということを委員長おっしゃっていたかと思えます。

それで、それについて、事業者から個別に炉の特性なんかを申告してもらって判断するというのも一つの方法ではないかとおっしゃっていたかと思えます。

ちょっと素人感覚からすると、ちょっと性善説過ぎると言いますか、規制、何を規制するかというのを事業者任せにしてもいいというふうにおっしゃっているようにも感じてしまったのですが、改めて御説明いただけますでしょうか。

○山中委員長 一つのアイデアとしては、そういう炉の環境というのを一番よく知ってい



るのは事業者なので、そこについて事業者から何か追加のパラメータということを提案していただくというのも一つのやり方かなとは思っていますけども、これは、明らかに我々が把握できるような何かであれば、きちっとその中に入れていく必要がある。それで、50年とは違う60年の何かというのが必要かどうかというのは、これからの議論かなというふうには思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いします。

先ほどの朝日さんの質問のところで、炉ごとの特性も60年を超えたら見ていく必要があるというところで、委員長は以前からもお話ししていましたが、今回、検討チームの検討の中で、事業者との意見交換もというお話が午前中の会合では出ていたと思うのですが、すみません。そういった意味で、事業者との意見交換で出てきてほしいものと期待しているもの、どういう議論が交わされてほしいというようなものはありますか。

○山中委員長 恐らく、まずやるべきことは、事業者との議論を先にするのではなくて、今、我々がきちっと理解しているデータなり予測式は何ですか、それで、どこまで評価ができるのかというところを、きちんと検討チームの中で議論をしていってほしいなど。

その上で、事業者でないと分からないこと、例えば監視試験片はどうですかねとか、ケーブルはどういうところの劣化がどうですかねとかという具体的な何か疑問が出てくれば、事業者と何か意見交換をするということは必要になってくるかと思うのですが、まずは自ら把握できる、理解できる範囲がどういうことかということを、きちっと議論をしていっていただきたいと。例えば、物理的な特性はもちろんそうですし、先ほどから話題になっている設計の古さについてはもちろん議論はしていただかないといけませんし、当然、炉ごとの環境ってどうですかねと、何を考えるべきですかねというのを、まずは自ら考えていくということが必要かなというふうに思っています。

○記者 そうすると、基本の規則とかのベースを規制側で定めた上で、そういった実務的にどういったことができるかというのを事業者とすり合わせと言ったらちょっと語弊が生じるかもしれないのですが、意見交換していくというようなイメージなのでしょうか。

○山中委員長 ルールをかなりつくってから事業者と意見交換をするのか、あるいはデータの中身についてより深く知りたいというようなところで議論をするのか、あるいは有識者を呼んで、様々な有識者を呼んでいろいろ意見を聞く、あるいは知見を聞くという、そういうプロセスがあるかも分かりませんし、これはこれからの議論次第だなと思って

います。ルールをつくってから、さあどうですかという、そういう形になるかどうかというのは、これからの議論次第だなと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ツチャさん。

○記者 毎日新聞のツチャです。

今の、また議題2の話なのですが、ある程度のところまで、法律の成立するまで話しておきたいということだったのですが、その過程についてなのですが、どの程度検討チームの会合で話して、どの程度委員会で話すのかというところをちょっと教えていただきたいくて。

というのも、今回、議論のプロセスだったりというのもちょっと注目されたりしたので、その意見を委員長、お聞かせください。

○山中委員長 恐らく、検討チームでまず検討していただくこととか、議論していただくことというのは、データを基礎にした議論をまずしていただいて、そこからの積み上げかなというふうに思いますので、何か、どういう考えでその規則をつくっていきましようかということ、いわゆるデータを基礎にした議論に基づいてやっていただくというふうには考えておるのですが、これも検討チームの議論次第ということになるかと思いますが。理解が早く進んで、こういうところまで今の技術できちんと評価ができるよね、あるいは予測できるよねということが、皆さんの理解が早く深まれば、当然、委員会に上げていただく提案というのも早くなるでしょうし、これはその議論次第で、上に上がったり下に下がったりというようなプロセスというのは変わってくるかなというふうに思っています。

まだ、どういうイメージでやっていただくかということについては具体的に、例えば1か月に1回とか2週間に1回とかという、その頻度で、委員会で議論をするのかどうかということについては、まだちょっとイメージは湧いていません。まだ検討チームはスタートしておりませんので、スタートして考えてみたいなというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

あと、しつこくて申し訳ないのですが、成立する前にある程度のものをつくっておく必要があるという、そのある程度をもう少し具体的に教えていただいてもいいでしょうか。

○山中委員長 法律が成立するまでに、どこまでを議論すべきなのかということだと思いますけども、やはり今、40年の運転認可制度について決められている程度のこと、あるいは高経年化技術評価で決められている程度ことは、やはり最低限、その大枠のルールはそれまでにきちっと提案していただくというのが一つの目標じゃないかなというふうに思っていますけれども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

イワイさん。

○記者 日経新聞のイワイです。

今の経済産業省のロードマップで、30年代には新しい安全メカニズムが組み込まれた革新軽水炉というものを建設するという目標というのですか、ロードマップになっているんですが、この議論になっている設計の古さというものにも関わってくるんじゃないかなと思っているんですけども、その革新軽水炉に実装されてくる安全機能というのですか、新しい装置とか、新しい哲学みたいなものが入ってくる可能性があるのかもしれませんが、こういったものは、古い原発にもバックフィットで求めていくことになるものもあるのでしょうか。

○山中委員長 当然、バックフィットで求めていくべきものというのも出てくる可能性はあります。ただ、今、何ということは申し上げられませんけれども。

ただ、新しい炉がいいのか、今までの、いわゆる様々なバックフィットをかけた炉をそのまま使っているのかというのは、これは本当にリスクの絶対評価ができるような技術レベルまでいけば、全くその新しい炉と古い炉のリスクを評価して比較するということは可能かと思うのですが、現状でそういうリスク評価は不可能なので、少なくとも、新しい炉を使うか古い炉を使うかというのは、もう利用政策側での判断になってしまうのかなというふうに思います。安全規制で求めるのは、今、御指摘いただいたような、何か新しい仕組みを一つ、今までの炉に入れるべきではないかというような、そういうバックフィットは起きる可能性はもちろんあります。

○記者 今までの委員長の発言で、政府が想定しているであろう、その革新軽水炉というのは、現状運転されている原発の延長線上のものであるでしょうかということもおっしゃっていたかと思うのですが、リスク評価が不可能だということをもう少し、どういう理由で不可能そうなのかというところを。

○山中委員長 いわゆる個別のリスク評価というのは、当然、今もトライをしようとしています。かなり大きな誤差を持った評価ですけども、個別の炉については評価が今やれつつあるようなところですけども、全く違う炉、例えば既存の炉であっても、全く違う炉について、絶対評価が今できる状態ではないということでございます。

桁で、こちらのほうが桁が大きいね、桁が小さいねという桁の評価は今、できるところまでは来ているかなというふうには思いますけども、何かその同じ桁の中で評価ができるような状態に今あるとは考えていません。なので、全く違う炉について、じゃあそれができるかという、現時点では不可能だと思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

マエムラさん。

○記者 読売新聞のマエムラです。よろしくお願いします。

私のほうも議題の2の関連で2点ほどお伺いをしたいのですが、一つは石渡委員の関連で、先ほど東京新聞さんの質問に対して、今日の委員会でもそうだったのですが、高経年化に関する規制の法体系というか法改正に反対したから、合理的に考えれば、その検討チーム会合の設置についても反対をしたと。

で、先ほどもその意見のところで、今後も検討チームの議論にも反対をするのではないだろうかということがあったと思ったのですが、先ほど、委員長としては、先生の心情もありがたということをお答えされておりましたけども、結構、溝が深くなっていく一方なんじゃないかなという懸念もあって、委員間の意見の隔たりが大きいまま議論が進んでいっても、なかなかこう有益じゃないという部分もあって、例えば何か理解を求めるといふか、共通の理解をするために、今現在、具体的にこんなことが考えられるという、そういう部分は何かありますか。

○山中委員長 石渡委員自身が月曜日に御発言をされていたかと思うのですが、やはり石渡委員も科学者ですし、技術者ですし、技術的な議論を通じて、このいわゆる意見の食い違いということが埋めていければいいなというふうに思いますし、個別の技術的な議論について何か反対というようなことを表明されるとは思っておりませんし、技術的な議論については真摯にお答えをいただけるものというふうに思っています。運転期間に対するその考え方というのは、恐らくそういう議論の中で、溝としては埋めていけるものだというふうに信じておりますし、そうであればいいなというふうには思っております。

ただ、心情的に何かということについてまで、私、どうかというところについては理解はできておりませんが、技術的な溝ということ、あるいはその運転期間について、科学的、技術的にどういうふうに考えるんだということについては、今後の議論の中で当然出てくることですので、そういう議論に参加していただくことで、溝というのは埋めていければいいなという。少なくともこの案件については意見の食い違いというのはございますけれども、そのほかの案件については当然議論をきっちりとしていただいておりますし、委員会にも参加を当然していただいておりますので、そこは心配しておりません。

個人的には、いわゆるこの件に何かで御相談したとかということではございませんけれども、何か普通のお話をできない間柄になっているわけではないし、お話をしておりますので、この件については意見が食い違っておりますけど、何か人間的にぎくしゃくしているというような感覚を私自身は持っておりませんし、委員会の運営がこれから変になっていくなんていうことも考えておりません。

○記者 分かりました。そうすると、じゃあその科学的、技術的な議論を通じて、いわゆる客観的なファクトというのは、ある程度、溝としては埋められるのではないかという、

そういうお考えでよろしいですか。

- 山中委員長 私自身、そういうふうと考えております。
- 記者 分かりました。あともう一点あるんですけども、先ほど、一般の方に分かってもらうための説明に関連して、先ほどの会見でも、これからも丁寧に説明をするということでお答えをいただいていたかと思ったのですけれども、丁寧に説明するといっても、なかなか限度があるかなと思ってはいるのですが、具体的に例えば、これもどういうふう、抜本的に結構説明の方法を変えていかないとなかなか伝わらないんじゃないかなという気はするのですが、例えば何かその辺りのお考えとしてありますか。
- 山中委員長 これも検討チームで今、検討をしましょうというお話になっているのですが、例えば劣化について分かりやすく説明できるような資料を用意したりとか、あるいは、どういう期間でどういう規制を行うかということについても、一般の方に分かりやすいような資料の作り方というのを、今までそういうところが少し欠けていた部分もございまして、そういった工夫は検討チームの中で少ししていただければというふうに思っています。
- 記者 分かりました。ありがとうございます。
- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。  
それでは、2回目のマサノさんで終わりにしたいと思います。  
マサノさん、お願いします。
- 記者 2回目すみません、フリーランスのマサノです。  
今日の予算委員会で、枝野議員が岸田首相に運転期間の上限はなぜ設けられたのかと聞いて、最初に利用の観点からと答えたのですが、そのやり取りの中で、成立したときは安全規制のためだったと答弁されたのですね。それで実際に今の原子力、原子炉等規制法は、運転期間というのは発電用原子炉の設置運転等に関わる規制という第2節というところを書いてあって、成立時は安全規制だったということは紛れもない事実だと思うのですが、見解はその後で出ました。でも、成立時は安全規制があったということで間違いはないでしょうか。そこだけは確認させてください。
- 山中委員長 成立時の解釈としても、私は安全規制だったというのは、明確になっていたかという、私は必ずしもそうではないというふうに思っています。様々な議論があって、40年60年というのが決まったものであるというふうな解釈をしております。
- 記者 あともう一つ、すみません、本当に今回最後です。現在の原子炉等規制法の43条の3の32について、委員長はよく2つのことがセットになっているとおっしゃっていましたが、実際にはセットではなく、セットなのですけど、運転期間という規制があって、それを延長するなら委員会規則に基づいて申請、認定という、そういうセットであって、高経年化のこれまでの30年、40年というのは別なのですが、その理解はどうでしょう。

- 山中委員長 いろんな項目があって、いわゆる項目の中身としてセットになっていますという、そういうこれまで表現を、これまで表現していたのはそういう意味です。全体で、運転期間に関する定めと、後半の部分は高経年化した原子炉の安全規制に関する定めが表現されているという、両方合わせて3の32であるというふうに私は思っています。
- 記者 すみません、総務課長、法律、委員長よく理解できていないみたいなので、運転期間等と書いてある条文については、運転期間という規制と、延長するときの規定と、この二つのセットであって、高経年化は規則レベルで法律には書いてない、そういう理解でよろしいですね。
- 黒川総務課長 総務課長の黒川です。法律上、一体のものとして書かれています。その上で、この40年、60年というのは一体何なのだろうかというのは、当初からいろんな議論があって、令和2年の見解で正にあのように書いたようなものなのであろうと整理をしたということであります。
- 記者 いや、ですから、運転期間と延長についての規定であって、高経年化の、今やっている高経年化評価制度は別ですよ、この条文の中には入ってないですよ、40。
- 黒川総務課長 高経年化技術評価に関しては当然そうです。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—